

## 栃木県新型コロナウイルス感染症後方支援医療機関協力金交付要綱

### (趣旨)

第1条 新型コロナウイルス感染症から回復した患者であつて、引き続き入院管理が必要とされる者を受け入れる後方支援医療機関を確保し、入院医療機関からの転院を促進することにより、新たな新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる病床を確保するため、県が後方支援医療機関に対し予算の範囲内で交付する栃木県新型コロナウイルス感染症後方支援医療機関協力金（以下「協力金」という。）については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 新型コロナウイルス感染症患者 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第12条第1項の規定により、新型コロナウイルス感染症患者として栃木県知事又は宇都宮市長（以下「知事等」という。）に届出された者又はこれに準ずる者として知事が認める者
- 二 入院医療機関 知事等の要請に応じて新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れた医療機関
- 三 新型コロナウイルス感染症から回復した患者 新型コロナウイルス感染症患者のうち、厚生労働省が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて」（令和2年2月3日付け健感発0203第3号厚生労働省健康局結核感染症課長通知（令和3年2月25日最終改正））で定める退院基準（以下「退院基準」という。）を満たした者
- 四 後方支援医療機関 入院医療機関からの連絡調整により、新型コロナウイルス感染症から回復した患者の転院を最初に受け入れる医療機関
- 五 転院 新型コロナウイルス感染症から回復した患者が入院医療機関から他の医療機関に移ること（入院医療機関における院内転棟は除く）。

### (交付対象)

第3条 協力金は、次の各号に掲げる要件を全て満たす患者の転院を受け入れた後方支援医療機関に対して交付するものとする。

- 一 栃木県の警戒度レベルにおける病床使用率（確保病床数に対する使用率）の値が15%以上（旧県版ステージ2.5以上）であること等県内医療のひっ迫状況を総合的に勘案して知事が別に定める期間に受入れを開始した患者であること。
- 二 新型コロナウイルス感染症から回復した後も、引き続き入院管理が必要であると入院医療機関が認める患者を退院基準を満たしたことをもって受け入れた患者であること。

(後方支援医療機関の登録及び転院受入状況の報告)

第4条 協力金の交付を受けようとする後方支援医療機関は、別記様式第1による登録届(以下「登録届」という。)を知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。

- 2 知事は、登録届の内容を一覧表に取りまとめ、入院医療機関へ提供するものとする。
- 3 登録届を提出した後方支援医療機関は、別記様式第2により毎月15日までに、前月における第3条各号に掲げる要件を全て満たす患者の転院受入状況を知事に報告するものとする。なお、登録届提出後初月の報告については、届出日を起点とする。

(協力金の額)

第5条 協力金の額は、転院を受け入れた患者1人につき病床使用日数1日当たり2万円とし、患者1人当たり20万円を上限とする。

- 2 各患者の病床使用日数は、患者が後方支援医療機関に入院した日から当該患者が退院又は転院した日までとする。

(算定額の決定等)

第6条 知事は、第4条第3項の規定により報告を受けた後方支援医療機関における転院受入状況を算定基礎として、後方支援医療機関ごとに協力金の算定額を決定するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により算定額を決定したときは、速やかに、当該決定に係る後方支援医療機関の長に対して、別記様式第3による算定額決定通知書により当該算定額を通知するものとする。
- 3 算定額の算定対象期間及び当該算定額の通知の時期は、知事が別に定めるものとする。

(協力金の交付の申請)

第7条 協力金の交付の申請は、知事が別に定める日までに、別記様式第4による交付申請書を知事に提出して行うものとする。

(協力金の請求)

第8条 協力金の請求は、別記様式第5による請求書に交付決定通知書の写しを添付して、知事が別に定める日までに、知事に提出して行うものとする。

(報告及び調査)

第9条 知事は、協力金に関し必要があると認めるときは、後方支援医療機関の長から報告を求め、又は関係書類その他必要な事項を調査することができる。

(資料の保管)

第10条 協力金の交付を受けた者は、協力金に係る資料を、当該協力金の交付を受けた年度の翌年度以降5年間保管しておかなければならない。

(協力金の額の調整等)

第11条 知事は、算定基礎に錯誤又は異動があることを発見した場合において、当該後方支援医療機関について協力金の額を増加し、又は減少する必要があるときは、増加すべき額又は減少すべき額を、錯誤又は異動があることを発見した時点以降に交付する協力金の額に加算し、又は減額して協力金の額を決定することができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協力金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3（2021）年4月28日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4（2022）年3月31日をもって廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4（2022）年8月3日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5（2023）年3月31日をもって廃止する。